

三世代同居もしくは近居世帯限定

2019.4.1

立山町

環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業 補助金申請の手引き

この補助金は、三世代同居又は近居世帯として居住している町民(転入者)が、町内の施工業者に依頼した、対象設備の工事費用に対する補助金です

ご注意！

本事業に係る計画認定申請の受付期間は、2019年4月1日(月)から2020年2月28日(金)までです。ただし、受付に関しては予算の範囲内とし、予算がなくなり次第受付終了といたします。

なお、2020年3月31日(火)までに完了し、同日までに補助金交付申請書兼請求書を提出できる工事について受け付けます。

1. 補助金の趣旨

立山町では、地球温暖化防止対策や省エネルギー化促進等の環境保全に配慮した三世代同居又は近居世帯の住宅設備の整備を推進することにより、快適な住環境の向上に資するとともに、町内住宅関連産業の振興を図るため、環境保全に配慮した住宅設備の整備に対し、その費用の一部を助成します。

2. 補助対象者、住宅

- 親、子、孫等を基本とする三世代以上の直系親族の各世代が同居(町内の同一住居に居住)若しくは近居(各世代が直線距離で2kmの範囲内の町内の住居に居住)している者又は居住する予定である者(第7条に定める補助金交付申請書提出時に立山町内に転入済みであること。)

※「居住」とは、住民票(住民登録)と居住実態の両方を備えていることを指します。

- 三世代同居(若しくは近居)世帯の構成員全員に町税等(保育料、水道料等含む)の滞納がない者
- 既設住宅(自らが居住する一戸建ての住宅(併用住宅を含む))であり、主として住居の用に供する部分の工事であること
- 町内の既設住宅(自らが居住する一戸建ての住宅(併用住宅を含む))であること(ペレットストーブ工事及び薪ストーブ工事については新築住宅も対象とする)
- 事業年度の2月末日までに計画認定申請を提出でき、当該年度末日までに完了予定で、同日までに補助金交付申請書兼請求書を提出できる工事であること
- 立山町環境保全型住宅設備普及促進事業及び立山町三世代同居住宅設備保全化支援事業において同等機種にかかる補助金の交付を受けていない者

◎三世代以上の直系親族の各世代が同居若しくは近居していることを前提とし、以下の場合においても補助対象者とします。

- ・各世代が1人の場合
- ・4世代の間の1世代がない場合（例：祖父母世代、子世代、孫世代が同居又は近居の場合（親世代が不在））
- ・傍系親族と同居の場合（叔父、叔母、甥、姪等との同居）

3. 施工事業者

立山町環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業の対象となる工事施工事業者は、「町内に本店、支店、営業所等の事務所を有する法人」又は「町内に住所を有する個人」に限られます。

※町内の住所で見積書及び領収書が発行できる業者に限ります。

4. 補助対象設備及び工事

対象となるもの、ならないものがありますのでご注意ください。

補助対象設備の区分	要件	適否	
		新設のみ	高効率設備への交換
ペレットストーブ	木質ペレットを燃料とするストーブであり、安定した燃料を確保するため、定量的な供給ができる構造であること	○	○
薪ストーブ	乾燥させた木材（薪、製材端材等）を燃料とするストーブであり、安定した燃料を確保するため、定量的な供給ができる構造であること （各部材を購入し、自らまたは他者が自作したストーブは対象外とし、製品として市場にて売買されている薪ストーブを対象設備とする。）	○	○
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）	CO2冷媒を使用した高効率給湯器であって、日本工業規格（JIS C9220）に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上（ただしタンク容量550L以上の設備にあつては2.8以上、寒冷地仕様にあつては2.7以上）であること	×	○
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	LPガスもしくは石油（灯油）を燃料とする高効率給湯器であり、以下の要件を満たすものであること	×	○
潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	① 潜熱を回収するための熱交換器を備えていること ② 熱効率が90%以上であること	×	○
家庭用ガスエンジン給湯器（エコウィル）	LPガスを燃料とするガスエンジンで発電を行い、その際に発生する排熱を給湯等に利用するものであって、総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること	×	○
家庭用燃料電池（エネファーム）	LPガス、灯油などから、燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電すると同時に温水を作るものであって、（一社）燃料電池普及協会の「民生用燃料電池導入支援補助金」対象機器であること	×	○
ハイブリッド給湯器	ヒートポンプと潜熱回収型ガス給湯器を組み合わせた給湯器であること	×	○

※ 補助対象設備は未使用品に限ります。

※ リース契約は対象外です。

※ その他上記設備に係る性能を含む設備等については、別に協議するものとします。

※ 高効率設備への交換とは、高効率設備以外の設備からの交換をいいます。

※ 他の補助金等の交付を受けている場合は補助対象外。ただし、立山町移住定住事業補助金については本事業分と金額を分けて、それぞれ申請することは可能です。

5. 補助金の額

補助対象設備の区分	対象経費	補助率	上限額
ペレットストーブ	対象設備の購入及び 当該設備の設置、交 換に要する経費（消 費税等を含む。）	20%	6万円
薪ストーブ		20%	6万円
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）		20%	10万円
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）		20%	5万円
潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）		20%	5万円
家庭用ガスエンジン給湯器（エコウィル）		20%	10万円
家庭用燃料電池（エネファーム）		20%	10万円
ハイブリッド給湯器		20%	8万円

※ 補助金は1,000円未満切り捨て。

（例） エコキュート 経費 700,000円×20%=140,000円→補助金額 100,000円
 エコフィール 経費 140,400円×20%= 28,080円→補助金額 28,000円

6. 計画の認定申請

申請時期	施工業者との契約締結前から <u>2020年2月28日まで</u>
申請者	工事を発注する町民及び転入者
申請先	立山町商工観光課商工労働係
提出書類	① 立山町環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業計画認定申請書 ② 住宅位置図、平面図（工事箇所がわかるもの。近居の場合は、各々の住宅の位置図） ③ 工事見積書の写し（補助対象工事と補助対象外がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの） ④ 導入設備のカタログ（仕様、環境性能などが確認できるもの） ⑤ 補助対象工事箇所の施行前写真 ⑥ 住民票謄本（世帯員全員の住民登録、続柄がわかるもの。近居の場合は、各々の住宅に居住する世帯員全てのもの） ⑦ 納税証明書（高校生以下を除く世帯全員分。近居の場合は、各々の住宅に居住する世帯員全てのもの） ⑧ その他町長が必要と認める書類
その他	複数の設備を設置する場合は、設備別に記載してください

7. 申請内容に変更があるときは

申請者は、計画認定通知を受けた後に計画内容の変更・中止があるときは、速やかに立山町環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業計画認定（変更・中止）届出書により届け出てください。（工事内容を変更する場合は、着工前にお問い合わせください。見積書など変更内容が確認できる書類をご用意ください。）

8. 補助金の交付申請、請求

申請時期	工事完了日から1ヶ月以内又は <u>2020年3月31日</u> のいずれか早い方の日
申請者	工事を発注する町民及び転入者
申請先	立山町商工観光課商工労働係

提出書類	①立山町環境保全型住宅設備普及・リフォーム促進事業補助金交付申請書兼請求書 ②工事請負契約書の写し ③領収書の写し（施工業者の記名押印があるもの） ④精算後の工事内訳明細書の写し（補助対象工事と補助対象外工事がわかるもので、施工業者の記名押印があるもの） ⑤保証書の写し（年月日、購入者欄、販売店欄、形式・製造番号等全て記載してあるもの） ⑥補助対象工事箇所の完成写真 ⑦住民票謄本（工事完了後に転入した場合・・・世帯全員分） ⑧その他町長が必要と認める書類
その他	複数の設備を設置する場合は、設備別に記載してください

9. お問い合わせ先

補助金の 申請受付・ お問い合わせ先	立山町商工観光課商工労働係 〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢2440 電話076-462-9970（直通）
--------------------------	---

手続きの流れ

